

(都) 村田町線街路築造工事 (8 - 1)

特 記 仕 様 書

千葉市 建設局 道路部
街路建設課

総 則

(適用)

- 第1条 この特記仕様書は、「千葉市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書による。
- 3 この工事の設計図書に定めのない工事関係書類は、「土木工事書類作成マニュアル」による。
- 4 この特記仕様書に記載している要綱、要領、基準書等は最新のものによる。

(監督職員)

- 第2条 監督職員とは、「千葉市建設工事工事請負契約約款」（以下「契約書」という。）第9条の規定による者であり、「千葉市工事執行規則」第12条の規定に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。
- なお、本工事の監督職員は、「千葉市土木工事監督事務処理要領」第8条の規定に基づき、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

(工事用地等の使用)

- 第3条 用地境界杭には十分注意し施工すること。また、境界杭を破損した場合は責任をもって対処すること。
- ~~2 本工事箇所の一部用地の未処理部分がある。〇年〇月〇日までに処理する予定ではあるが、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議するものとする。~~
- ~~3 桁製作ヤードは別添図〇に示すN〇.〇〇からN〇.〇〇間を整地し、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで使用するものとする。また、仮置場はN〇.〇〇からN〇.〇〇間とする。なお、周辺には製作ヤードの確保のために安全施設を設けるものとする。~~
- ~~4 根固ブロックの制作にあたっては、〇〇川〇岸〇〇km付近の高水敷（官有地）を使用できるものとする。また、範囲、時期については監督職員の承諾を得るものとする。~~

(工事ヤード等として使用可能な用地)

- 第4条 ~~受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地として、受注者が使用可能な敷地は下表のとおりとする。なお、本敷地の借地料は管理者と協議することとし、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。~~

名称	※ある場合記載
所在地	千葉県千葉市〇区〇町〇番地
敷地面積	約〇〇m ²
期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 ※ある場合記載
使用条件	※ある場合記載

(施工体制台帳及び施工体系図)

第5条 工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その額にかかわらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。施工体系図には、警備会社の会社名、現場責任者名、工期を記載すること。

なお、施工体制台帳は、以下の項目を記載しなければならない。

- (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施工規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 健康保険等の加入状況
- (4) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- (5) 作業員名簿

—(施工合理化調査)—

第6条 ~~本工事は、施工合理化調査の対象工事であり、受注者は次に示す工種について施工実態を調査要領に記入の上、提出するものとする。なお、調査要領等については、監督職員の指示による。~~

工種名 ~~〇〇工~~
~~△△工~~

—(支給材料及び貸与品)—

第7条 ~~支給材料は下表のとおりとする。~~

名称	規格	単位	員数	支給場所	適要

—(工事現場発生品)—

第8条 ~~現場発生品は下記のとおりとし、引き渡しにあたっては、現場発生品調書を作成するものとする。~~

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離
グレーチング	300用	枚	〇	〇〇	L=0.0km
---	---	---	---	---	---

~~なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。~~

~~これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。~~

2 ~~現場発生品のうち〇〇は、〇〇に再使用するものとする。ただし、破損等が甚大で再使用できないものについては監督職員の確認を受けなければならない。~~

(建設副産物の処理及び再生資材の利用)

第9条 建設副産物の処理及び再生資材の利用については、次の各号による。

1 共通事項

1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「コブリス・プラス」により作成し、発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムから出力し提出すること。

2) 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認や発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認を行い、確認結果票を発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存すること。

- 3) 建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式—1）を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式—2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員へ提出すること。
- 5) 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるよう常に整理しておくこと。

2 建設発生土

~~1) 工事間流用の場合~~

~~本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。~~

~~ア 搬出先（相手先工事名、場所等）————— 工事 ——— 市 ——— 町地先~~

~~イ 土質及び処分量————— 第 ——— 種建設発生土 ——— m³~~

~~ウ 搬出時期————— 年 ——— 月 ——— ～ ——— 年 ——— 月~~

~~なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。~~

2) その他の場合

本工事により発生する建設発生土（210 m³）は、市原市大桶地先、片道運搬距離15.0 kmの山喜興業株式会社に搬出するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

~~3 路盤廃材~~

~~本工事により発生する路盤廃材（〇.〇 t）は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~4 建設廃棄物~~

~~本工事により発生する~~

~~1) アスファルト塊（〇.〇 t）は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~2) コンクリート塊（無筋）（〇.〇 t）は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~3) コンクリート塊（有筋）（〇.〇 t）は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~4) 建設発生木材（〇.〇 t）は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇~~

~~運搬し、処理するものとする。~~

~~5) 建設汚泥 (〇.〇 t) は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~6) 刈草・剪定枝等 (〇.〇 t) は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~7) 舗装版切断作業時に発生する濁水 (計〇リットル [k g]) は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇に運搬し、処理するものとする。~~

~~(現場条件及び工法により濁水の回収が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。)~~

~~なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。~~

~~5 土質改良土~~

~~土質改良に用いる建設発生土 (〇.〇 m³) は、〇〇市〇〇町地先、片道運搬距離〇.〇 kmの〇〇改良土プラントへ搬出するものとする。~~

~~なお、土質改良プラントにて安定処理された改良土の品質基準については、「埋戻しに使用する材料の品質及び品質管理基準」(千葉市)によるものとする。~~

~~また、現場において安定処理された改良土の品質基準については、「千葉市土木工事施工管理基準」によるものとする。~~

~~なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。~~

~~工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。~~

(建設発生土の搬出先への情報提供)

第10条 受注者は、本工事から市外へ建設発生土を100 m³以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- (1) 工事件名、工事概要、工事場所
- (2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- (3) 受注者名、現場代理人名、連絡先
- (4) 建設発生土の運搬業者名
- (5) 建設発生土の受け入れ先名(搬出先事業所名等)、住所
- (6) 建設発生土の発生場所から受け入れ地までの運搬経路
- (7) 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
- (8) 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

（建設リサイクル法）

第11条 建設リサイクル法の処理については、次の各号によるものとする。

（1） 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- ① 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

契約書第64条 解体工事に要する費用等については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- ② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づき、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（平成30年7月）」に定めた様式3「再資源化等報告書」を監督職員に提出することとする。

なお、「再資源化等報告書」に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

（2） 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- ① 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」（様式2）を提出し説明を行うこととする。
- ② 「説明書」の提出は、契約に先立って行うこととする。

（産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示）

第12条 産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

（1） 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示 （産業廃棄物運搬車 等）

文字の大きさ：140ポイント（約5cm）以上

（2） 排出事業者名（〇〇株式会社 等）

文字の大きさ：90ポイント（約3cm）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

（材料の立会調合）

第13条 現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調合しなければならない。

（段階確認）

第14条 受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時

—（社内検査）—

第15条 ~~本工事は、「千葉市請負工事検査要綱」第12条に定める社内検査対象工事である。実施に際しては、別に定める「社内検査実施指導要領」に基づき実施するものとする。なお、社内検査員は、原則として、検査に立ち会うものとする。~~

—（既済部分検査）—

第16条 ~~本工事については、工事の完成に先立って、既済部分検査（部分引渡し検査）を実施し、下記のとおり部分引渡しを行うものとする。~~

対象工種	対象範囲	引渡し期間
		契約締結の翌日から○年○月○日

—（中間技術検査）—

第17条 ~~当初請負金額が1億円以上かつ工期6ヶ月以上の工事に該当した場合は中間技術検査の対象工事とし、実施回数及び実施時期（施工段階）は当該工事の主要工種を考慮し、下記のとおりとするが、工法上の制約等により実施時期が変更となる場合には、別途指示する。~~

実施回数	実施時期（施工段階）
1回目	（例）床掘完了時、仮設工（指定）完了時 等
2回目	（例）鉄筋組立完了時、切削工完了時 等

2 ~~本工事が「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において、履行可能と判断し契約締結をした工事（以下「低入札工事」という。）に該当した場合は中間技術検査の対象工事とし、前項の実施回数及び実施時期で行うことを原則とするが、監督員~~

~~と検査員の協議により決定する。~~

- ~~3 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術確認が必要な場合はこの限りではない。~~
- ~~4 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。~~

（施工管理）

第18条 本工事の施工管理は、「千葉市土木工事施工管理基準及び規格値」によるものとする。なお、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2 本工事の写真管理は、「千葉市土木工事写真管理基準」によるものとする。

（施工中現場への安全パトロールについて）

第19条 工事期間中に、「千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱」、「千葉市建設工事安全対策委員会運営要領」及び「土木部事故防止巡回班規約」に基づく、土木部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

（工事中の安全確保）

第20条 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき適切な交通管理及び標示施設の設置を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

~~2 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。~~

~~3 工事期間中に配置する交通整理員は、1箇所○人（うち有資格者○人）とし、○箇所計上するものとする。~~

~~なお、交代要員は○人見込んでいる。ただし、交通管理者との協議条件等により配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~①各々の配置人員の明示が難しい場合（道路の切り回しが多数に渡り個々の配置の記述が非常に難しい場合等）~~

~~②適切な交通整理員の配置が工事内容、現場状況等により算出が煩雑になる場合工事期間中に配置する交通整理員は、下記のとおりとする。~~

	昼間作業	夜間作業	備考
交通誘導員（有資格者）	○人	＝	交代要員あり
交通誘導員（有資格者以外）	○人	＝	交代要員なし

※「交代要員あり」とは、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合

ただし、交通管理者との協議条件等により配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

- 4 夜間における巡視員または見張員の人員は○○人とする。
- 5 地盤改良に用いる生石灰の使用にあたっては、十分留意するとともに関係法規を遵守しなければならない。
- 6 切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。
- 7 ○○の施工期間中、現道上に落石等が生じないように、山側に防護柵等を設置し、安全管理するものとする。
- 8 岩石等火薬類を用いて掘削する場合は既存の構造物の破損や交差する○○道への飛散等防止するため監督職員の指示する箇所へ高さ○○mの飛散防止柵を延長○○m設置するものとする。
- 9 地下埋設物等に影響を与える恐れのある箇所については、埋設物等の管理者と協議し、必要に応じて、試掘及び埋設物等の防護の実施について監督職員と協議するものとする。
- 10 施工にあたっては、千葉県建設工事等安全対策委員会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
 なお、別途監督職員が指示する「令和8年度の安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。

（安全管理について）

第21条 下水道のマンホール、管渠等（労働安全衛生法施行令第21条第9号（別表第6）に掲げる作業場）における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。

- 1 測定日時
- 2 測定方法
- 3 測定箇所
- 4 測定条件
- 5 測定結果
- 6 測定を実施した者の氏名
- 7 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

(天災対策)

第22条 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

~~（事業損失防止施設）~~

~~第23条 工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を次の各号に掲げる要領で行い、監督職員に報告しなければならない。~~

~~（1）地盤沈下及び移動の測定~~

~~工事起終点前後〇〇m間を含む工事区間の両側、官民境界及び道路面上の縦断測定を行うものとする。~~

~~（2）工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。~~

~~調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。~~

種別	事前	事後
本造（床面積100m²未満）		
〃（床面積100m²以上）		
非本造（床面積200m²未満）		
〃（200～500m²未満）		
〃（500～1,000m²未満）		
〃（床面積1,000m²以上）		

~~詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。~~

①調査内容

~~柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート控、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。~~

②報告書

~~調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して2部提出するものとする。~~

~~2 工事施工期間中沿道に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。~~

~~3 地下水の観測設備を設け、掘削の進捗に伴い地下水位を観測記録して監督職員に報告しなければならない。~~

~~（1）設置位置は、監督職員の指示によるものとする。~~

~~（2）ボーリング〇箇所、孔径φ〇、貫長〇m、標準貫入試験〇回とし、延長等は監督職員の指示により契約変更の対象とする。~~

~~（３）観測設備は、塩ビ管ストレーナー付とし、路上には鉄蓋付のハンドホールを設置する。~~

~~４ その他~~

~~（１）地下水の観測回数は開削開始から〇日に〇回を原則とし、工事完成までとする。~~

~~（２）水素イオン調査（p-h）~~

~~調査は工事開始前〇回、掘削開始から工事完了まで月〇回とする。~~

~~（３）ボーリングによる地質柱状図を作成して提出する。~~

（仮設工等の段階点検）

第２４条 受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における次の各号に掲げる段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

（１）仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。）

（２）仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（３）仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（４）仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（過積載による違法運行の防止）

第２５条 受注者は、工事の施工にあたっては、次の各号を遵守するものとする。

（１）積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（２）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。

（４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着者、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（５）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（６）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

—(工事用資機材等の保管)—

~~第26条 本工事に用いる〇〇については、その保管場所を〇〇付近とする。ただし、保管の期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日とするが、詳細については監督職員の指示によるものとする。~~

(現場環境改善費)

第27条 現場環境改善費は、現場環境改善及び地域連携地域に関するものとし、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注者は施工に際し、この趣旨を理解し監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。

2 現場環境改善の具体的内容は、次表の内容のうち計上費目ごとに1内容（いずれか1費目のみ2内容）を選定するものとする。

計上費目	標準的实施内容
現場環境改善 (仮設備関係)	1 用水・電力等の供給設備、2 緑化・花壇、3 ライトアップ設備、 4 見学路及び椅子の設置、5 昇降設備の充実、6 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、2 労働者宿舎 の快適化、3 デザインボックス（交通誘導員待機室）、4 現場休息所 の快適化、5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、 2 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1 完成予想図、2 工法説明図、3 工事工程表、4 デザイン工事看 板（各工事PR看板を含む）、5 見学会等の開催（イベント等の実施を 含む）、6 見学所（インフォメーションセンターを含む）の設置及び管 理運営、7 パンフレット・工法説明ビデオ、8 地域対策費等（地域行 事等の経費を含む）、9 社会貢献

3 現場環境改善についての具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

(創意工夫)

第28条 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに「千葉市工事成績評定要領」に定める別紙ー10により提出することができる。

(環境対策)

第29条 本工事の施工にあたっては、騒音及び振動には十分注意し低騒音・低振動型建設機械を使用すること。また、近隣住民の迷惑にならないように留意すること。

~~2 場所打杭の施工は、〇〇工法とする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。~~

3 鋼矢板、鋼管杭の施工は低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

~~4 舗装版切断・破砕作業においては、次の各号によるものとする。~~

~~-(1) 舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用いること。~~

~~-(2) 舗装版取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行わないこと。~~

~~5 水替工については、次の各号によるものとする。~~

~~-(1) 工事用排水の処置について、公共下水道の使用に関する手続きは、受注者が行うものとする。~~

~~-(2) 工事排水にあたっては、工事場所付近に沈砂層等を設けて水質基準を確保して既設の公共下水道に排水するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。~~

~~-(3) 下水道の使用数量は下水道管理者から測定並びに認定を受けるものとする。なお、下水道使用数量は〇〇 m^3 を見込んでいるが設計変更の対象とする。~~

~~-(4) 水中ポンプは、口径〇mmを〇台で常時（または作業時）排水を〇目見込んでいる。~~

~~6 凝集剤及び中和剤の使用にあたっては、次の各号によるものとする。~~

~~-(1) 一次凝集剤の使用は処理水1 m^3 に〇〇kgの添加を標準とする。~~

~~-(2) 二次凝集剤の使用量は処理水1 m^3 に〇〇kgの添加を標準とする。~~

~~-(3) 中和剤の使用量は処理水1 m^3 に〇〇kgの添加を標準とする。なお、凝集剤及び中和剤の使用量については、監督職員の確認のうえ設計変更の対象とする。~~

(環境配慮依頼)

第30条 本工事は、環境負荷を低減するため、下記のとおり環境へ配慮し、実施するものとする。

1 資材・廃土運搬時の環境配慮

(1) 過積載の禁止、最短ルートを選択及び適正運転方法等を定めた「貨物自動車使用管理マニュアル」等を作成し、従業員に徹底する。

(2) 騒音・振動の軽減に努める。

(3) 夜間及び早朝の住宅地周辺の走行を極力避ける。

- (4) 渋滞時間帯の走行運搬を避ける。
- (5) 違法駐車及び積荷の落下等により、車の流れを阻害しないよう十分注意する。
- (6) 急発進・急加速を避ける。
- (7) アイドリングストップを励行する。
- (8) 車両の点検整備を適正に行う。
- (9) 車両の購入又は更新の際には、できる限り低公害型車両を導入する。

2 工事実施時の騒音・振動の低減への配慮

- (1) 工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査の上、低騒音・低振動の工法及び建設機械の採用に努める。
- (2) 工事の施工にあたり、周辺住民に対して、予め工事の概要、作業時間、作業期間及び騒音・振動防止対策について十分説明し、理解を得る。
- (3) 周辺住民に対して苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意をもって対処する。
- (4) 騒音・振動を伴う作業は、日曜、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わない。
- (5) 重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、作業員の話し声及びラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。

~~3 基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮~~

- ~~(1) 地下水汚染の原因となる物質を適正に管理する。~~
- ~~(2) 過去の土地利用状況からみて土壌汚染の恐れがないかを調べ、必要な場合は条例、要綱等に基づき、調査、報告書の提出及び土壌汚染対策を実施する。~~

4 建設副産物の発生抑制及び再利用の推進

- ~~(1) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊に関して~~
 - ~~ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。~~
 - ~~イ 現場での不要物の除去を徹底し、再資源化施設への全量排出を図る。~~
- ~~(2) 建設汚泥に関して~~
 - ~~ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。~~
 - ~~イ 現場での脱水等により減量化を図り、排出量の減少を図る。~~
 - ~~ウ 安定処理等により、処理土の工事での利用を図る。~~
- ~~(3) 建設混合廃棄物に関して~~
 - ~~ア 再生資源利用〔促進〕計画に基づくリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。~~
 - ~~イ 現場内分別を徹底し、単品としてそれぞれ再資源化施設への搬出を図る。~~
 - ~~ウ 部材のモジュール化、無梱包化、構造物の高寿命化等により、発生量を抑制する。~~
- (4) 建設発生土に関して

- ア 建設発生土の現場内利用に努める。
- イ 土砂を利用する工事における建設発生土の工事間流用に努める。
- ウ 建設発生土の搬出先へ情報を提供する。

(工期)

第31条 工期は、雨天、休日及び工事抑制期間等を見込み、契約の翌日から120日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。 工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

余裕期間	0日間
準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日（〇〇のため）	〇日間 令和〇年〇月〇日 ～令和〇年〇月〇日
検査実施調整期間	14日間

2 天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

3 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4 当該工事は、工期に竣工後の検査実施調整期間を含んでおり、工期内検査を実施することとする。

~~（余裕期間制度）~~

~~第32条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を図るため、余裕期間を設定した工事である。実施に際しては、別紙〇「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」によ~~

~~るものとする。~~

~~（施工時期及び施工時間の変更）~~

~~第33条 本工事の〇〇区間については、現在施工中の〇〇工事と競合するが、〇〇工事は、〇年〇月〇日頃完成する予定である。なお、工事着手については（〇年〇月〇日頃を予定している。・監督職員の指示によるものとする。）~~

~~第34条 本工事の〇〇から〇〇の区間については現在〇〇と〇〇について協議中であるが、〇年〇月の〇旬頃協議が成立する見込みである。なお、この区間の工事開始の時期は（〇年〇月〇日頃を予定している。・監督職員の指示によるものとする。）~~

~~第35条 本工事の施工は、〇年〇月以降とする。ただし、堤防開削時期については、〇年〇月〇日以降とする。~~

~~第36条 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日から〇年〇月〇日の期間は〇〇の指定する規制区間となるので、車線規制を必要とする工事行ってはならない。~~

~~第37条 本工事の交通規制は、下表を想定している。~~

施工範囲	規制区分	摘要
No. □～No. △	通行止め	地元協議済、舗設時
県道〇〇線	片側交互通行	側溝布設時
No. □～No. △	路肩規制	

~~ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。~~

~~第38条 〇〇道〇〇号は、〇〇と協議の結果、〇〇t車以上の工事車両の通行を禁止されているので厳守すること。~~

~~第39条 本工事の作業区分は下表によるものとする。~~

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事
夜間作業	
昼夜間作業	

~~ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。~~

~~第40条 作業区分は下表によるものとする。~~

作業区分		施工区分
昼間作業		〇〇部、〇〇の塗装
夜間作業	線路閉鎖 時間内	足場、防護工及び〇〇部の塗装
	給電停止 時間内	〇〇及び〇〇桁外側の塗装

~~ただし、上記区分に変更を要する場所は、監督職員の承諾を得るものとする。~~

~~2 線路閉鎖及び給電停止時間内に係る工事の施工に際しては、J R施設物の保全及び列車運転の保安等に関して、J R〇〇局監督員と事前に十分打ち合わせを行い、その指示事項に従って施工すること。なお、昼間作業には、列車監視員を設置すること。~~

~~3 線路閉鎖及び給電停止時間帯は下表のとおりとする。~~

路線名	上・下	線路閉鎖			給電停止		
		始	終	共通時間	始	終	共通時間
〇〇	上り	時：分 〇：〇〇	時：分 〇：〇〇	h 〇：〇〇	時：分 〇：〇〇	時：分 〇：〇〇	h 〇：〇〇
	下り	〇：〇〇	〇：〇〇	〇：〇〇	〇：〇〇	〇：〇〇	〇：〇〇

~~ただし、上記時間帯に大幅な変更があった場合には、契約変更の対象とする。~~

(他工事との調整)

~~第41条 本工事は、複数の工事と相互に関連することから、施工手順・工程について工事間で十分な調整を行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。~~

~~2 本工事との調整が必要な工事は、下記のとおりとする。~~

工事名	施工範囲	工期

(工事支障物件)

~~第42条 占用物件等の調整~~

~~本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、下記のとおり、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。~~

支障物件	管理者	施工位置	処理内容	処理時期

~~第43条 本工事区間において現在〇〇の占用物件の埋設を〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで行っているので、工事施工にあたっては、〇〇と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。~~

(関係機関協議)

~~第44条 本工事に関連する主な施設及び関係機関は、下表のとおりとする。~~
道路関係

路線名等	道路等管理者名	位 置	摘 要
国道16号	千葉国道事務所船橋出張所	No. □付近	
東関東自動車道	NEXCO 東日本千葉管理事務所	No. □付近	

規制関係

路線名等	交通管理者名	摘 要
全路線	千葉北警察署	交通規制
東関東自動車道	千葉県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制

電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
交通信号機	千葉県警察本部交通部交通規制課	No. □付近	移設
	千葉中央警察署		
送電線、電柱	東京電力パワーグリッド(株)	No. □～No. △	架空線・電柱移設
送電線、電柱	NTT インフラネット(株)	No. □～No. △	架空線
光通信ケーブル	KDDI(株)	No. □～No. △	架空線

—(重点監督対象工事)—

第45条 本工事は、〇〇〇〇〇(対象工事条件を記載する)に該当するため、「千葉市土木工事監督技術基準」第4条に規定する重点監督対象工事とする。

受注者は、段階確認について、特記仕様書に定められた段階確認の種別、確認時期、確認項目、確認の程度に従いこれを行わなければならない。

—(低入札工事に対する監督体制)—

第46条 低入札価格調査制度における基準価格を下回る価格での入札が行われ、調査の結果履行可能と判断され契約した場合には、重点監督対象工事として工事を実施する

~~ものとする。~~

~~（低入札価格調査制度対象工事における下請負人のしわ寄せ防止）~~

~~第47条 低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人1者につき、各1回の点検を行うものとする。また、点検結果については、その都度監督員へ提出するものとする。~~

~~なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。~~

（現場代理人の常駐義務緩和）

第48条 本市が発注する建設工事で、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。

- （1）請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）未満であること。
- （2）低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。
- （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。
- （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であつて、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること。
- （5）兼任する工事の工事箇所が千葉市内に限ること。

（監理技術者の専任義務緩和）

第49条 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基

づく技術検定種目は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 同一の専任特例 2 号による監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- (4) 専任特例 2 号による監理技術者が兼任できる工事は、本市が発注する建設工事でないといけない。
- (5) 請負代金の額が 2 億円未満であること。
- (6) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約する場合でないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体として契約する場合でないこと。

(ワンデーレスポンスの実施)

第 50 条 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、監督員と協議のうえ、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(ウィークリースタンスの実施)

第 51 条 本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。

(工事施工調整会議)

第 52 条 この工事は、工事施工調整会議の実施対象工事である。

「工事施工調整会議」（以下「調整会議」という。）とは、

工事着手前に当該工事の施工者、設計者及び発注者の三者が事業目的、設計意図、設計・施工条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案等の意見交換を行い、相互理解を深めるものである。

- 2 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査を行い、施工計画書作成に際しての疑問点及び施工上の課題等を整理して、工事打合簿にて監督員に提出すること。また、調整会議の開催希望時期を監督員に報告して、調整会議の開催を要請すること。
- 3 調整会議には、現場代理人、監理技術者（主任技術者）が出席するものとする。
- 4 協議内容
 - ①施工者による設計図書の照査結果及び疑問点等の報告
 - ②設計者による設計意図の説明及び施工者の疑問点に対する回答
 - ③発注者による事業目的・工事全般に関する注意事項の説明及び施工者の疑問点等に対

する回答

④三者による施工留意点等の確認（調整会議の各出席者は、設計図書と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。）

⑤設計・施工に係る意見交換（上記事項の他、設計・施工に係る事項について、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。）

5 施工者は、必要に応じて２回目以降の調整会議を発注者に要請することができる。

6 施工者は、調整会議終了後、協議内容等を整理し、速やかに工事打合せ簿を監督員に提出すること。

（契約後ＶＥ方式）

第５３条 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、「千葉市契約後ＶＥ方式試行要領」により実施するものとする。

「ＶＥ提案」とは設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

２ ＶＥ提案の範囲

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）があるもの及びそれに附帯するもののうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

ア 工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

イ 入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

ウ 契約書第１８条の規定に基づき、条件変更が確認された後の提案

３ ＶＥ提案書の提出

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、ＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア ＶＥ提案書（別紙様式－１）

イ ＶＥ提案項目内容の詳細（別紙様式－２）

ウ ＶＥ提案による工事代金額の概算低減額及び算出根拠（別紙様式－３）

エ 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項（別紙様式－４）

オ その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（別紙様式－４）

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出

を受注者に求めることができる。

(3) 発注者は、受注者と協議の上、V E 提案の提出期限を決定することができる。

(4) V E 提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

4 V E 提案の審査

(1) V E 提案の審査にあたっては、提出されたV E 提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行う。

(2) 発注者は、受注者から提案内容についてのヒアリングを実施することができる。

5 V E 提案の採否等

(1) 発注者は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後 1 4 日以内にV E 提案採否通知書（別紙様式－ 5）により受注者に通知する。ただし、受注者の同意を得た場合は、この期間を延期することができる。

また、提出されたV E 提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

(2) 発注者は、契約後V E 対象工事に係る契約書追加条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約書第 1 9 条の 2 第 3 項の規定により請負代金額の変更を行う。

(3) 発注者は、V E 提案を適正と認めた場合は、V E 提案により低減する額（消費税相当額を除く）と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合（別表）により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価点に加点する。

なお、共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分（別表）し加点する。

(4) 加点対象工事は、V E 提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式による工事のうち「契約後V E 方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事によるものとする。

(5) V E 提案による加点の上限は業種毎に 5 点とし、加点対象期間は 1 ヶ年度間とする。

(6) V E 提案を採用した後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

なお、この場合においても評価点の加点については、変更しない。ただし、受発注者双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、V E 提案の実績とするか否かについて調整会議に諮る。

- (7) 発注者は、V E 提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けない。
- (8) 発注者は、完成通知書を受領後、V E 提案実績通知書（別紙様式－ 6 ）を受注者に交付する。

6 V E 提案の利用

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

7 責任の所在

発注者がV E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8 その他

V E 提案に必要な書類等は、技術管理課ホームページよりダウンロードすること。

（別 表）請負代金額に対する低減額の割合

請負代金額に対する低減額の割合	加点
1 %未満	0
1 %以上 3 %未満	1
3 %以上 5 %未満	2
5 %以上 7 %未満	3
7 %以上 1 0 %未満	4
1 0 %以上	5

小数第 4 位四捨五入

○共同企業体の場合の計算方法

- ・業種 □□□
- ・××年度（入札公告年度の前年度）工事における上記業種による加点の合計
A 社 4 点、B 社 3 点
- ・出資比率 A : B = 6 0 % : 4 0 %
 $(4 \times 0.6 + 3 \times 0.4) = 3 \text{ 点}$ （小数点以下切り捨て）

~~（総合評価落札方式による技術提案に基づく施工）~~

~~第 5 4 条 受注者は、入札時に提示した技術提案に基づき確実に施工するものとし、技術提案による契約金額の変更は行わないものとする。ただし、「ICT活用工事」の対象工事において、受注者がICT活用工事を希望した場合は、「千葉市ICT活用工事実施要領（試行）」により、契約金額の変更を行うものとする。~~

~~（総合評価落札方式による技術提案が履行されない場合の措置）~~

~~第55条 受注者の責により入札時の技術提案が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の技術提案の項目ごとに5点を減ずる。~~

~~（総合評価落札方式による技術提案に対する現場確認方法）~~

~~第56条 発注者は、受注者が入札時に提示した技術提案等の履行確認を目的に、当該提案内容に基づき「技術提案等実施状況確認シート」を作成するものとする。~~

~~2 受注者は、発注者から提示された「技術提案等実施状況確認シート」を確認したうえで、実施状況を記録するものとする。~~

~~（施工箇所が点在する工事の積算）~~

~~第57条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、〇〇地区（施工箇所△△）、◆◆地区（施工箇所□□）（以下「対象地区」という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の工事」である。~~

~~2 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。~~

~~なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。~~

~~一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。~~

（1日未満で完了する作業の積算）

第58条「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議することができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木

工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

~~6 1日未満積算基準「3. 判定方法(3) 判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇条第〇項(※施工箇所点在の場合)の箇所とする。~~

(デジタル工事写真)

第59条 本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。実施に際しては、別紙1「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書」によるものとする。

(情報共有システムの活用)

第60条 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換、共有し業務の効率化を図る、情報共有システムの試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

(工事完成図書の納品)

第61条 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品は、成果を電子成果品として納品することをいい、「電子納品運用ガイドライン」に基づき作成するものとする。

2 成果品は、電子媒体で提出するものとし、提出にあたっては、電子納品チェックシステムによりエラーがないことを確認したのち、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

~~(地質調査の電子成果品等)~~

~~第62条 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【委託業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」(ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。)を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。~~

~~また、受注者は、納品の際に、(一財)国土地盤情報センターから受領した検定証明書を、電子納品運用ガイドライン【委託業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHERS フォルダに格納することで、成果が検定済みであることを報告する。~~

~~（概算数量発注方式）~~

~~第63条 本工事は、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約締結後に現場精査の上、設計数量を確定し契約変更を行う概算数量発注方式の対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉県概算数量発注方式試行要領」に基づき実施するものとする。~~

~~2 施工数量は、受発注者間で協議のうえ、受注者が作成する「工事計画図書」により確定するものとする。~~

~~3 受注者は契約後速やかに、当初設計内容を踏まえ、現場を調査し「工事計画図書」を作成するものとする。~~

~~4 受注者は「工事計画図書」を監督職員に提出し、施工範囲、施工内容、施工数量等について指示を受けなければならない。~~

（週休2日制工事）

第64条 本工事は、「完全週休2日制（発注者指定型）」に取り組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉県週休2日制工事実施要領」に基づき実施するものとする。

（ICT活用工事）

第65条 本工事は、ICTの活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事「受注者希望Ⅱ型」の対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉県ICT活用工事実施要領（試行）」に基づき実施するものとする。

~~2 本工事の対象工種は下記のとおりであり、対象工種を全て実施するものとする。~~

対象工種
〇〇工
●●工
△△工

なお、受注者は、本特記仕様書に指定された工種以外にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことが出来る。

3 「ICT活用工事」とは、建設現場における生産性向上のため、以下に示す①～⑤の施工プロセスの各段階においてICTを活用する工事をいう。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 本工事においては、監督職員と協議が整った上記③④⑤の全て又は何れかの段階で I C T施工技術を活用することとし、施工範囲の全てで適用するが、対象とする工種について具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
- 5 上記③④⑤の施工プロセスを実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
- 6 上記③④⑤で使用する I C T機器に入力した 3次元設計データを監督職員に提出すること。
- 7 千葉市土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第66条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

(建設現場の遠隔臨場)

第67条 本工事は、建設現場の遠隔臨場「受注者希望型」に取り組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

(建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事)

第68条 本工事は、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

(建設現場における快適トイレの設置)

第69条 本工事は、建設現場における快適トイレの設置を受注者の希望により設置できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市快適トイレ設置試行要領」に基づ

き実施するものとする。

（工事書類限定検査）

第70条 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「工事書類限定検査」の対象工事である。

2 工事書類限定検査とは、監督職員に提出した書類のうち技術検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行うものである。（作成する工事書類を限定するものではない。）

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制（下請引取検査書類を含む）	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿	⑦品質確認書
④品質規格証明資料	⑧工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査制度対象工事」又は、「重点監督対象工事」
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3 検査員が、公共工事の品質確保、安全性、効率性、環境への配慮等に鑑み、特に確認が必要と判断した場合には、上記8種類以外の書類に関しても検査の対象とする場合がある。

（脱炭素の推進）

第71条 本工事は、建設段階での脱炭素の推進に受注者の希望により取り組むことができる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市公共工事脱炭素推進試行要領」に基づき実施するものとする。

（千葉開府900年記念事業）

第72条 本工事は、「千葉開府900年記念事業」対象工事である。実施に際しては、別紙2「千葉開府900年記念事業に関する特記仕様書」によるものとする。

~~（中温化アスファルト混合物）~~

~~第73条 本工事は、脱炭素への取り組みの一環として、CO₂排出抑制や作業環境改善等の効果が期待できる中温化アスファルト混合物を活用する工事である。~~

（盛土規制法の協議）

第74条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可等の対象となる工事を行う場合は、宅地課と協議を行うこと。

~~（路面標示施工技能士）~~

~~第75条 本工事は区画線工が主たる工事であることから、品質向上のため、路面標示施工技能士の配置を検討すること~~

材 料

（再生コンクリート砂の使用に係る試験等）

第76条 本工事において使用する再生コンクリート砂については、六価クロム溶出試験を現場使用に先立ち、1購入先当り1検体を試験し、土壤汚染に係る環境基準の適合を確認するとともに、監督職員へ試験結果を報告するものとする。

（道路用溶融スラグの品質等）

~~第77条 道路用溶融スラグ骨材は、加熱アスファルト混合物の細骨材に使用するもので、品質等は次によるものとする。~~

- ~~1 道路用溶融スラグは、千葉市所管の清掃工場において生成されたものを使用するものとする。~~
- ~~2 道路用溶融スラグは、日本産業規格（JIS A 5032）「一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格に適合するものでなければならない。~~
- ~~3 道路用溶融スラグは、加熱アスファルト混合物の骨材全体重量比の10%以下で使用するものとする。~~
- ~~4 工事の施工にあたり、道路用溶融スラグの供給が不足することが予想できた場合・不足した場合は、使用合材を再生合材に変更できるものとする。~~
~~なお、その場合は、事前に監督職員と協議を行うものとする。~~
- ~~5 工事の施工にあたり、上記に定めのない事項については、共通仕様書第1編共通編、第6編道路編及び千葉市主本工事施工管理基準によるものとする。~~

（コンクリートのアルカリ骨材反応）

第78条 コンクリート及びコンクリート工場製品の使用にあたっては、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」（以下「抑制対策」という。）及びアルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（以下「実施要領」という。）によらなければならない。

なお、抑制対策及び実施要領と他の設計図書との間に相違がある場合は、抑制対策及び実施要領を優先する。

（品質規格証明資料）

第79条 工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

ただし、以下の材料の場合は、品質規格証明資料の提出が義務付けられているため、監督職員に提出しなければならない。

- ・アスファルト舗装の材料

~~（電線共同溝事業における低コスト化のための比較検討）~~

~~第80条 管路部及び特殊部について、当初設計においては従来手法により積算・発注しているが、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「NETISテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」も参考に、現地状況等を踏まえつつ比較検討を行い、採用する技術を決~~
~~定すること。~~

~~なお、比較検討の結果、異なる手法が選定された場合は、検討費用も含め設計変更の~~
~~対象とする。~~

~~（参考）NETIS「テーマ設定型の比較表」（国土交通省）~~

~~<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>~~

~~（鋼橋用鋼材の立会）~~

~~第81条 受注者は、鋼橋用鋼材（厚鋼材）の立会について、下表の品質管理基準及び規格値、写真管理基準によるものとする。~~

品質管理基準及び規格値

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考
材料	必須	外観検査（主部材・代表部材）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他全ての項目がミルシートで照合し全て一致すること。	
		外観検査（主部材・その他）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
		外観検査（附属部材）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
		機械確認	JISによる			

写真管理基準

区分	番号	工種	撮影項目	撮影時期	撮 影 頻 度	摘要
		工場制作工	外観検査	現物照合時	1橋に1回又は 1工事に1回	
			在庫品切出	切出時	当初の物件で1枚 （他は焼き増し）	
			機械試験	試験時	1橋に1回又は 1工事に1回	

~~（土）~~

~~第82条 購入土は、十分な締固めが得られるものでなければならない。~~

~~2 路床土は、十分な締固めが得られる〇〇土で路体材のCBRを考慮し、修正CBR〇〇%以上のものでなければならない。~~

~~（その他の砂利、碎石、砂）~~

~~第83条 遮断層、サンドマットに使用する砂はJIS A 1204（土の粒度試験方法）によるふるい分の0.075通過量が〇〇%以下のものでなければならない。~~

~~2 サンドドレーン（サンドコンパクションパイル）に使用する砂は以下の仕様に適用するものとする。~~

~~0.075 フルイ通過量 〇%以下~~

~~D〇（〇%粒径）〇～〇m/m~~

~~D〇（〇%粒径）〇～〇m/m~~

~~第84条 構造物の基礎には〇〇を使用するものとする。~~

~~（鋼材）~~

~~第85条 シャ音壁の支柱に用いる〇〇鋼材は、JIS H 〇〇〇〇-HZ 〇〇の溶融亜鉛メッキを施したものとする。~~

（レディーミクストコンクリート）

第86条 コンクリートの耐久性を向上させるため、本工事で使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

ただし、これらの水セメント比の上限値の規定について、下記構造物は適用除外とする。

- (1) 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）
- (2) 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
- (3) 管（函）渠等（ $\phi 600$ 未満、 600×600 未満）の構造物
- (4) 道路照明、標識、防護柵等の構造物基礎
- (5) 耐久性を期待しない構造物（均しコンクリート、勾配調整コンクリート等）

~~2 本工事で使用するレディミクストコンクリートは、下記の仕様によるものとする。~~

工種	粗骨材の最大寸法	スランプ	W/C	呼び強度	種類
重力式擁壁	---mm	---cm	---%以下	---N/mm ²	B種

（セメントコンクリート製品）

第87条 コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」によるものとする。

~~第88条 ブロック積擁壁に使用するコンクリート積ブロック（控〇cm）は、JIS又はこれに準じたものとし、1m²当たり重量は〇kg（〇kg）以上とする。~~

~~（一般瀝青材料）~~

~~第89条 ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。~~

用途	針入度	摘要
基層・表層	〇～〇	
上層路盤・歩道舗装	〇～〇	
支道舗装	〇～〇	

~~（芝（姫高麗芝、野芝、人工植生芝））~~

~~第90条 芝は野芝とする。~~

~~第91条 種子帯は、幅〇〇cmとする。~~

~~（注入目地材）~~

~~第92条 注入目地材は〇〇とする。~~

~~（注入目地材の種類等を記入）~~

~~（目地板）~~

~~第93条 伸縮目地材は〇〇とし、厚さは〇〇とする。~~

—(道路標識)—

第94条 標示板に用いる反射シートは、・・・型とし、標識の書体は〇〇体とし、図案は監督職員の承諾を得て製作するものとする。

—(区画線)—

第95条 塗装厚及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1. 溶融式

幅 (cm)	厚 (mm)	材料使用量 (kg/km以上)		備考
		ガラスビーズ (表面散布)	プライマー	
10	1.0 又は 1.5	○—○	○—○	
15		○—○	○—○	
20		○—○	○—○	
30		○—○	○—○	
40		○—○	○—○	

幅	材 料 使 用 料		備 考
	ペイント (L/km以上)	ガラスビーズ (表面散布) (kg/km以上)	
15	○—○	○—○	

設置様式は、下表のとおりとする。

区画線設置様式 (単位：m)

区分	幅・長さ・間隔

第96条 区画線のうち路面カラー塗装については、以下のとおりとする。

1. 主材料

試験成績表 (JIS K 5665 3種規格に準拠する)

項目	品質規格
密度 (23℃) (g/cm ³)	2.3以下
軟化点 (℃)	80以上

タイヤ付着性	タイヤに付着しない
耐摩耗性 （100回転について）	200以下
圧縮強さ（23℃） （kN/cm²）	0.802以上
耐アルカリ性	異常がない

~~2. 施工方法~~

~~——排水性舗装部——溶融噴射式~~

~~——排水性舗装部以外——溶融式または溶融噴射式~~

~~※コンクリート舗装やコンクリート製品へのカラー化は塗装等により実施するなど、現場状況にあった工法を選定すること。~~

~~3. 出来形管理基準~~

~~——厚さ管理（ $t=1.7$ mm以上）——~~

~~4. 品質管理基準~~

~~——JIS K 5665——3種規格に準拠した試験~~

~~——滑り抵抗値の測定——初期値6.5BPN以上~~

~~5. 色の選定~~

使用箇所	色	日本塗装協会発行色番号
通学路	緑	45-50T
通学路以外の安全対策箇所	赤（ベンガラ）	07-40X（07-40P）
自転車レーン	青	69-50T

~~※発行色番号は相当近似色とする。~~

~~（下水道の使用材料）~~

~~第97条 下水道の使用材料については、次の各号によるものとする。~~

~~（1）人孔鉄蓋は千葉市型を使用し、合流管には「合流」、污水管には「污水」、雨水管には「雨水」表示とすること。一般的な使用区分は以下によるものとする。~~

~~①安全対策型とする。~~

~~②歩道及び車道幅員5.5m未満の一般市道：T=14t~~

~~③国、県道、指定された都市計画道路及び車道幅員5.5m以上の一般市道：T=25t~~

~~据付は、斜壁と枠との調整部の耐久性を保持するため、無収縮・高流動性・超早強~~

~~性を有する調整モルタルを使用する。~~

~~④人孔蓋の据付において、受枠を固定する金具がない場合は、あと施工アンカー設置により受枠と固定すること。~~

~~⑤マンホール上部壁にインサートナット等がない場合において、アンカーの引抜強度は3本で106kN以上とする。アンカーボルトの強度は、材料の試験結果、穿孔径および穿孔深により確認するものとする。~~

~~⑥人孔蓋の据付は、千葉市下水道施設標準構造図（D-13、F-1、F-2）マンホールふた標準図（1）、（2）によるものとする。~~

~~⑦調整モルタルはふた据付作業後、道路開放が可能な強度（曲げ強度3.5N/mm²以上）に達してから道路開放するものとする。モルタルの強度については、供試体による試験により確認することを原則とするが、確認方法については監督員との協議により決定するものとする。~~

~~（2）塩ビ製品は、ゴム輪継手を原則とする。~~

~~（3）各材料については、下水道協会規格及びJIS規格等公的機関の認定した工場で作成した製品を使用する。その他の工場で作成した製品は、工場検査を実施するものとし、同等以上の品質を有する事を合格の条件とする。~~

~~（4）マンホール補修については、マンホールの中間に踊り場（中間スラブ）を設置する場合は、FRP製グレーチングおどり場を後打ちすること。~~

~~（グレーチング蓋）~~

~~第98条 グレーチング蓋は、別添1のとおり千葉市仕様とし、別添2のとおり白色塗装を施すものとする。~~

その他

(技術研修会の開催に対する協力)

第99条 受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。

(アンケート等調査の協力)

第100条 監督職員から各種制度の取組みに関するアンケート等の調査依頼があった場合、これに協力しなければならない。

(設計変更)

第101条 本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。

(防振ゴム等の品質確保)

第102条 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。

(契約金の支払方法について)

~~第103条 本工事は会計年度が2か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。~~

~~なお、令和○年度の支払限度額は請負代金額の0%、当該支払限度額に対応する令和○年度出来高予定額は請負代金額の0%とし、令和○年度の支払限度額は請負代金額の100%、当該支払限度額に対する令和○年度出来高予定額は請負代金額の100%とする。~~

~~(現場着手の条件について)~~

~~第104条 当該工事は、公共工事の平準化の対象工事であり、その目的を考慮し令和○年○月○旬までを目途に速やかに起工すること。~~

~~なお、起工とは設計図書に基づき工事の完成のために必要となる施工（準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）は含まない。）を開始することをいう。~~

~~(継続事業に係る契約の前金払の特則)~~

~~第105条 本工事における継続事業に係る契約の前金払については、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができるものとする。~~

~~なお、契約会計年度に請求することができる翌会計年度に支払うべき前払金相当分の限度額については、工事請負契約約款第41条第3項によるものとする。~~

（自転車施策の推進に関する啓発）

第106条 本工事は、自転車を活用したまちづくりを推進するため、啓発用看板を設置する工事である。実施に関しては、別紙4「自転車施策の推進に関する啓発（試行）」によるものとする。

（道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底）

第107条 本工事は、「第1次国土強靱化実施中期計画」における各種取り組みに関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、わかりやすく発信するために、標示施設に「国土強靱化実施中期計画」である旨を明示するものとする。詳細は、別紙5「標示施設のイメージ（案）」のとおりである。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で小黑板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。対象工事では、以下の 1 から 4 の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、小黑板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、第 1 項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第 2 項に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第3項に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<https://www.jcomsia.org/kokuban>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

本特記仕様書は、「千葉開府 900 年記念事業」対象工事に適用する。

- 1 千葉開府 900 年記念事業（以下「記念事業」という。）とは、令和 8 年に千葉開府 900 年を迎えるにあたり、「千葉開府 900 年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。
- 2 記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。
 - （1）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、「工事標示板、工事情報看板、工事説明看板」ごとにロゴマーク・キャッチコピーを掲示（参考：別紙 3）するものとする。
- 3 ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。
 - （1）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、「別紙 3」に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。
 - （2）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。また、掲示位置については「別紙 3」を参考に示すが、現場状況や工事看板内容などを考慮し、受発注者間の協議により決定すること。
 - （3）ロゴマーク・キャッチコピーの看板への表示方法は、看板と同時製作を基本とするが、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。
 - （4）記念事業の実施は、記念期間終了の令和 9 年 3 月 31 日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
- 4 記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。

工事標示板の 標準様式

ご協力をお願いします



○○○○○工事を
135mm 行っています

令和○年○月○日まで
時間帯 9:00～17:00

○○○○○工事

発注者 千葉市○○局 ○○部○○課
電話 ○○○-○○○-○○○○

施工者 ○○○○○建設株式会社
電話 ○○○-○○○-○○○○

工事情報看板の 標準様式



○○○○○工事
135mm を予定しています

令和○年○月○日頃から
○月○日頃まで

道の相談室

<https://www.mlit.go.jp/road/soudan/>
048-600-4970(関東全域)

発注者 千葉市○○局○○部○○課
電話 ○○○-○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○○-○○○-○○○○

工事説明看板の 標準様式



○○○○○工事を
135mm 行っています

令和○年○月○日まで

道の相談室

<https://www.mlit.go.jp/road/soudan/>
048-600-4970(関東全域)

発注者 千葉市○○局○○部○○課
電話 ○○○-○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○○-○○○-○○○○

※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、縦・横135mmを目安とし、拡大・縮小する場合は文字が読み取れるサイズとする。

※ロゴマーク・キャッチコピーの位置は、上記を基本とする。

※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさや掲示位置の変更が必要な場合は、監督員と協議すること。

自転車施策の推進に関する啓発（試行）

千葉市自転車を活用したまちづくり条例に基づき、自転車を活用したまちづくりを推進するため、工事期間中、工事現場に啓発用看板を設置するものとする。

記

1 対象工事

千葉市建設局道路部で発注した土木工事を対象とする。

2 適用開始日

千葉市土木工事標準積算基準の適用日が令和8年7月1日以降のものを適用とする。

3 費用の取り扱い

発注者において、設計書における共通仮設費（現場環境改善費）に材料費を積上げ計上する。

4 設置方法

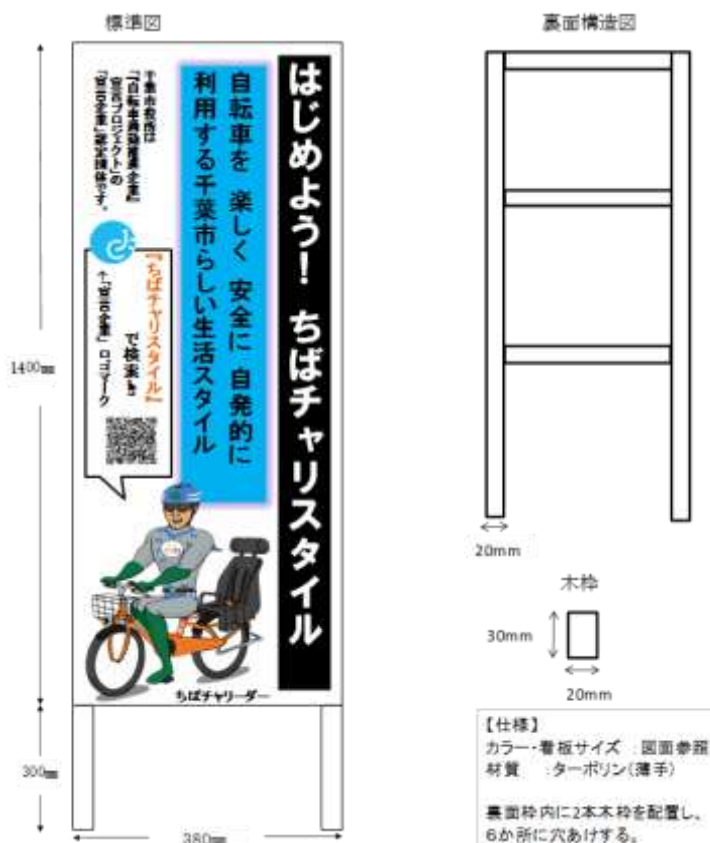
工事の起終点及び中間部など道路利用者の目に留まる場所に適切に設置するものとする。なお設置枚数については、1工事あたり5枚の設置を標準とする。

5 その他

施行にあたっては、監督職員と協議の上、行うものとする。

設置に関しては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を準用するものとする。

6 仕様 図面参照



〇〇の工事をしています。 ご協力をお願いします。	
(対策又はプロジェクト名等)	
〇〇〇〇のため、 〇〇の工事をしています	
工事期間：令和〇年〇月〇日まで	
きょうじんか 国土強靱化対策工事 (国土強靱化実施中期計画)	
発注者	国土交通省〇〇地方整備局 □□□事務所△△出張所 電話 *—*—*—*—*
受注者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 *—*—*—*—*